



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

- 規則
- *58 和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 (管理整備課)
- 告示
- 735 平成18年度狩猟免許試験の実施 (環境生活総務課)
- 736 平成18年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施 (")
- 737 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 738 " (")
- 739 " (")
- 740 有害図書等の指定 (青少年課)
- 741 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 742 生活保護法による医療機関の指定 (")
- 743 " (")
- 744 生活保護法による介護機関の指定 (")
- 745 生活保護法による施術機関の指定 (")
- 746 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
- 747 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 748 県営土地改良事業の事業計画の変更 (農村計画課)
- 749 御坊都市計画道路事業の事業計画の認可

- (道路建設課)
- 750 海南都市計画道路事業の事業計画の認可 (")
- 751 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 752 港湾施設の概要 (管理整備課)
- 753 公有水面埋立て工事のしゅん功認可 (漁港課)
- 公安委員会告示
- 29 警備業法の一部を改正する法律附則第5条の規定による審査の実施
- 公告
- 入札公告 (公共建築課)
- " (")
- " (")

規 則

和歌山県規則第58号

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年5月26日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県港湾施設管理条例施行規則(昭和32年和歌山県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第11条第1項」を「第11条」に改め、同条の表文里港の項を次のように改める。

文里港	-2.0m物揚場(1)、-2.0m物揚場(2)、船揚場、野積場、臨港道路
-----	--------------------------------------

別表第1和歌山下津港の部に次のように加える。

日高港	岸壁	所在地	長さ(m)	幅(m)	水深(m)
日高港	第一岸壁	御坊市塩屋町南塩屋字須佐ノ本450番15	10.0	240.0	3.0
	第二岸壁	御坊市塩屋町南塩屋字須佐ノ本450番22	7.5	130.0	2.0
	第三岸壁	"	5.5	100.0	2.0
	第一物揚場	御坊市塩屋町南塩屋字須佐ノ本450番29	4.0	80.0	2.0
	第二物揚場	"	4.0	80.0	2.0
	第三物揚場	御坊市塩屋町北塩屋地先	4.0	55.0	1.0
	小型船舶係留施設	"	2.0	225.0	1.0

別表第1新宮港の部中「第一岸壁」を「三輪崎第一号岸壁」に、「第二岸壁」を「三輪崎第二号岸壁」に、「第三

岸壁」を「三輪崎第三号岸壁」に、「第四岸壁」を「三輪崎第四号岸壁」に、「第五岸壁」を「三輪崎第五号岸壁」に

に改め、同部に次のように加える。

佐野第一号岸壁	新宮市佐野地先	7.5	130.0	2.0
佐野第二号岸壁	〃	7.5	130.0	2.0

別記第1号様式の2備考5を次のように改める。

5 添付書類

- (1) 船舶検査証書、船舶検査手帳、記載事項全部証明書及び船舶操縦士免許の写し
- (2) 申請者の住民票又は法人登録簿謄本(いずれも、3か月以内に発行されたものであること。)の写し
- (3) 船舶の全体写真
- (4) その他申請に必要な書類

2 使用者の住民票

- 別記第1号様式の3中
- 3 船舶の全体写真(全長が入っている)
 - 4 その他申請に必要な図書

- 2 使用者の住民票又は法人登録簿謄本(いずれであること。)の写し
- 3 船舶の全体写真
 - 4 その他申請に必要な書類

も、3か月以内に発行されたものに改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1新宮港の部に佐野第一号岸壁の項及び佐野第二号岸壁の項を加える改正規定は、平成18年6月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第735号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第41条の規定に基づき、平成18年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成18年5月26日

和歌山県知事 木村良樹

1 狩猟免許試験の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会 場 名	所 在 地
7月12日	水	正 午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通1-1
7月12日	水	正 午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
7月12日	水	正 午	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘2-4-8
8月27日	日	正 午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通1-1
8月27日	日	正 午	県立南部高等学校	日高郡みなべ町芝407

2 試験科目

(1) 適性試験

適性試験は、視力、聴力及び運動能力について行う。

(2) 技能試験

ア 鳥獣の判別

鳥獣の図画等により狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣に誤認されやすい鳥獣のうち16種類の判別について行う。

イ 猟具の取扱い

(ア) 網・わな猟免許に係るもの

a 網又はわなの猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。

b 網又はわなの猟具1種類についての架設を行う。

(イ) 第一種銃猟免許に係るもの

銃器の点検、分解、結合、装てん、射撃姿勢及び脱砲並びに空気銃の圧縮操作、装てん及び射撃姿勢並びに距離の目測等猟具の取扱いについて行う。

(ウ) 第二種銃猟免許に係るもの

空気銃の圧縮操作、装てん及び射撃姿勢並びに距離の目測について行う。

(3) 知識試験

鳥獣保護及び狩猟に関する法令並びに猟具及び鳥獣に関する知識について、択一式又は正誤式の筆記試験を行う。

3 狩猟免許試験の順序

適性試験及び知識試験を技能試験の前に行うものとし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者については、他の試験を行わない。

4 狩猟免許試験の免除

網・わな猟、第一種銃猟又は第二種銃猟のいずれかの狩猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合は、知識試験のうち鳥獣保護及び狩猟に関する法令及び鳥獣に関する知識の試験を免除する。

5 受験資格

県内に住所を有する者。ただし、法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者を除く。

6 携帯品

- (1) 狩猟免許試験受験票

(2) 筆記用具

7 狩猟免許試験の申込み

狩猟免許試験を受けようとする者は、住所地を管轄する振興局担当課に狩猟免許申請書1通に必要な事項を記載し、次の書類等を添付の上、受験を希望する試験日の14日前までに申し込むこと。ただし、申込みの時間帯は午前9時から午後5時30分までとし、申込日は土曜日、日曜日及び祝日を除くものとする。

(1) 写真1枚

最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの(縦3.6センチメートル×横2.4センチメートル)で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載のこと。

(2) 狩猟免許手数料

5,300円(和歌山県証紙)。ただし、網・わな猟、第一種銃猟又は第二種銃猟のいずれかの狩猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合にあっては4,000円

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)

第4条第1項の許可(狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃を所持しようとする者は、公安委員会の許可を受けなければならない。)を受けていない者は、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当しないことを証する医師の診断書

8 その他

狩猟免許試験開始時刻に遅れた者の受験は、認めない。

和歌山県告示第736号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第51条の規定に基づき、平成18年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成18年5月26日

和歌山県知事 木村良樹

1 適性検査及び講習の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会場名	所在地
7月19日	水	午後1時30分	ビッグ愛	和歌山市手平2丁目1-2
7月28日	金	午後1時30分	紀美野町総合福祉センター	紀美野町下佐々1408-4
8月6日	日	午後1時30分	海南市海南保健福祉センター	海南市日方1519-10
8月24日	木	午後1時30分	JAわかやま営農センター	和歌山市栗栖642
9月5日	火	午後1時30分	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通1-1
8月9日	水	午後1時00分	岩出市総合保健福祉センター	岩出市金池92
8月10日	木	午後1時00分	紀の川市粉河ふるさとセンター	紀の川市粉河580
8月18日	金	午後1時00分	紀の川市総合センター桃山会館	紀の川市桃山町調月384
8月8日	火	午後1時30分	伊都総合庁舎	橋本市市脇4丁目5-8
8月16日	水	午後1時30分	かつらぎ総合文化会館	かつらぎ町丁ノ町2454
7月26日	水	午後1時00分	清水文化センター	有田川町清水963-2
7月30日	日	午後1時00分	吉備ドーム	有田川町下津野2021
7月10日	月	午後1時00分	御坊保健所別館	御坊市湯川町財部859-2
7月19日	水	午後1時00分	日高川町山村開発センター	日高川町川原河230
7月21日	金	午後1時00分	日高川町農村環境改善センター	日高川町小熊2416
8月21日	月	午後1時30分	田辺市本宮行政局	田辺市本宮町本宮219
8月22日	火	午後1時30分	上富田文化会館	上富田町朝来758-1
8月23日	水	午後1時30分	日置川拠点公民館	白浜町日置980-1
8月24日	木	午後1時30分	みなべ町うめ21研究センター	みなべ町東本庄1184
8月29日	火	午後1時30分	龍神市民センター	田辺市龍神村安井1048-6
8月30日	水	午後1時30分	上富田文化会館	上富田町朝来758-1
8月31日	木	午後1時30分	大塔総合文化会館	田辺市鮎川12567
9月1日	金	午後1時30分	上富田文化会館	上富田町朝来758-1
7月14日	金	午前9時00分	那智勝浦町体育文化会館	那智勝浦町天満441-8
7月18日	火	午前9時00分	中央公民館	古座川町高池777
7月20日	木	午前9時00分	串本町文化センター	串本町串本2427
7月24日	月	午後6時00分	北山村民会館	北山村大沼66
7月26日	水	午前9時00分	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘2丁目4-8

2 適性検査

検査は、視力、聴力及び運動能力について行う。

3 講習内容

(1) 鳥獣保護及び狩猟に関する法令 90分

- (2) 鳥獣の判別 45分
 (3) 猟具の取扱い 45分
 4 適性検査及び講習対象者
 (1) 県内に住所を有し、平成15年9月15日から平成18年9月14日までの有効期間を有する狩猟免許を受けている者で当該狩猟免許と同種類の狩猟免許の更新を受けようとするもの。ただし、法第40条第2号、第3号又は第4号に掲げる者を除く。
 (2) (1)の該当者のうち、有効期間が満了していない異なる種の狩猟免許を受けている者については、当該狩猟免許についても更新することができる。
 5 携帯品
 (1) 狩猟免許更新講習及び適性検査受講票
 (2) 筆記用具
 (3) 講習テキスト
 6 適性検査及び講習の申込み
 適性検査及び講習を受けようとする者は、住所地を管轄する振興局担当課に狩猟免許更新申請書1通に必要な事項を記載し、次の書類等を添付の上、受講を希望する適性検査及び講習開催日の10日前までに申し込むこと。ただし、申込みの時間帯は午前9時から午後5時30分までとし、申込日は土曜日、日曜日及び祝日を除くものとする。
 (1) 写真1枚
 最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの(縦3.6センチメートル×横2.4センチメートル)で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載のこと。
 (2) 狩猟免許更新手数料
 2,900円(和歌山県証紙)
 (3) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の許可(狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃を所持しようとする者は、公安委員会の許可を受けなければならない。)を受けていない者にあつては、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当しないことを証する医師の診断書
 7 その他
 講習及び適性検査開始時刻に遅れた者の受講は、認めない。

和歌山県告示第737号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年7月12日まで縦覧に供する。

平成18年5月26日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
 平成18年5月12日
 2 名称
 特定非営利活動法人やまびこ作業所
 3 代表者の氏名
 南恭一
 4 主たる事務所の所在地
 有田郡有田川町大字清水357番地1
 5 定款に記載された目的
 この法人は、知的、精神障害者に対して、生活や働く場を提供して、地域活動支援に関する事業を行い、障害者の自立の促進と障害者福祉に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第738号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年7月14日まで縦覧に供する。

平成18年5月26日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
 平成18年5月14日
 2 名称
 特定非営利活動法人キャリア・サポート和歌山
 3 代表者の氏名
 中塚隆
 4 主たる事務所の所在地
 和歌山市六番丁13番地
 5 定款に記載された目的
 この法人は、ライフスタイルや職業意識に関する事業を行い、地域社会に暮らす多様な人々の職業生活の充実を図ることに寄与するとともに、その就労を支援することによって、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第739号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年7月16日まで縦覧に供する。

平成18年5月26日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日
平成18年5月16日

2 名称
特定非営利活動法人南高梅の会

3 代表者の氏名
高田智史

4 主たる事務所の所在地
日高郡みなべ町晩稲849番地

5 定款に記載された目的
この法人は、消費者・大学研究機関・環境企業との情報の交換・提言・交流を通して研究・試験の取組みにより農業・化学肥料の削減と栄養価の豊富な栽培を目的とした農産物生産の研修に取組み食育の安全の確保に貢献できる活動を実施いたします。

和歌山県告示第740号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成18年5月16日、指定した。

平成18年5月26日

和歌山県知事 木村良樹

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	スコラ 6月号	15401-6	スコラマガジン

雑誌	最新お宝写真ハプニング集秘蔵版vol.6	66787-83	桃園書房
雑誌	本当にデカップ vol.3	67476-53	パウハウス
雑誌	発掘!!お宝映像ハプニングアイドル集6月号	17429-6	桃園書房
月刊誌	ブンタDX 6月号増刊	11538-06	コアマガジン
月刊誌	コミックまあるまん 6月号	13701-6	ぶんか社
月刊誌	ウォーA組 6月号	11953-06	マガジン・マガジン
月刊誌	チュッススペシャル 6月号	16151-6	ワニマガジン社
月刊誌	シティヘブン関西版 6月号	14273-6	ダブリュオウコーポレーション

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第741号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年3月3日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃止年月日
海南訪10-16	医療法人さくら会	海南市名高140番1	ケアサポートさくら	海南市大野中451-3	平成17.9.11

和歌山県告示第742号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年5月26日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	指定年月日
新歯38-18	下出歯科医院	新宮市緑ヶ丘2-3-5	平成18.2.1

橋医86-18	植坂クリニック	橋本市高野口町伏原14-4-2	平成18.5.11
---------	---------	-----------------	-----------

和歌山県告示第743号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年5月26日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指定年月日
海南訪11-18	医療法人さくら会	海南市名高140番1	ケアサポートさくら	海南市名高140番1	平成17.9.12

和歌山県告示第744号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定に

より介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年5月26日

和歌山県知事 木村 良樹

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社サザンクロスありだ	有田市野699	サザンクロスたなべ	田辺市湊1609-20	介護予防訪問介護	平成18.4.1
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	アイリスケアセンター田辺	田辺市湊651-1	特定福祉用具販売・介護予防訪問介護・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成18.4.1
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	アイリスケアセンター有田	有田市新堂49-3成川ビル2F	特定福祉用具販売・介護予防訪問介護・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成18.4.1
社会福祉法人真寿会	田辺市神島台6-1	社会福祉法人真寿会第二真寿苑	田辺市神島台6-1	通所介護・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成18.4.1
社会福祉法人真寿会	田辺市神島台6-1	芳養の里デイサービスセンター	田辺市中芳養1591-1	介護予防通所介護	平成18.4.1
社会福祉法人真寿会	田辺市神島台6-1	真寿苑三栖谷デイサービスセンター	田辺市中三栖110-9	介護予防通所介護	平成18.4.1
社会福祉法人真寿会	田辺市神島台6-1	社会福祉法人真寿会真寿苑	田辺市神島台6-1	介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防通所介護・介護予防短期入所生活介護	平成18.4.1
社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市湊1619-8	田辺市社会福祉協議会龍神事業所	田辺市龍神村柳瀬1134	介護予防訪問介護・介護予防通所介護	平成18.4.1
社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市湊1619-8	田辺市社会福祉協議会田辺事業所	田辺市湊1619-8	介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防通所介護	平成18.4.1
有限会社ループ	田辺市下万呂481	ケアサポートセンターほほえみ	田辺市下万呂481	介護予防訪問介護	平成18.4.1
有限会社三幸	田辺市湊1612	ケアセンターひまわり	田辺市湊1409-6	介護予防訪問介護	平成18.4.1
社会福祉法人優姜会	田辺市東山1-7-23	在宅複合施設セントポリア	田辺市東山1-7-23	介護予防通所介護・介護予防短期入所生活介護	平成18.4.1
有限会社紀南在宅介護サービス	田辺市湊1581-12	紀南在宅介護サービス	田辺市湊1581-12	介護予防訪問介護	平成18.4.1
有限会社まごころ	田辺市中辺路町栗栖川275-2	古道“まごころ”	田辺市中辺路町栗栖川275-2	居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成18.4.1
有限会社打越	田辺市上の山2-14-29	ホームヘルパーU	田辺市上の山2-14-29	介護予防訪問介護	平成18.4.1
医療法人千徳会	有田市箕島805-2	桜ヶ丘病院	有田市宮崎町841-1	短期入所療養介護・介護療養型医療施設	平成18.4.1
有限会社多田	有田郡有田川町水尻1184-2	ケアセンターらん	有田郡有田川町水尻1184-2	特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特	平成18.4.1

				定介護予防福祉用具販売	
有限会社ヒューマンケアキタデ	御坊市湯川町財部728-4	デイサービスセンターキタデ	御坊市湯川町財部728-4	通所介護・介護予防通所介護	平成18.4.1
有限会社ヒューマンケアキタデ	御坊市湯川町財部728-4	ヘルパーステーションキタデ	御坊市湯川町財部728-4	介護予防訪問介護	平成18.4.1
社会福祉法人博愛会	御坊市名田町野島1-9	日高博愛園第2デイサービスセンター	御坊市名田町野島3321-3	介護予防通所介護	平成18.4.1
社会福祉法人博愛会	御坊市名田町野島1-9	老人保健施設リパティ博愛	御坊市名田町野島1-9	介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護	平成18.4.1
社会福祉法人博愛会	御坊市名田町野島1-9	日高博愛園ホームヘルプサービス	御坊市蘭263-3	介護予防訪問介護	平成18.4.1
社会福祉法人博愛会	御坊市名田町野島1-9	日高博愛園デイサービスセンター	御坊市名田町野島1-9	介護予防訪問入浴介護	平成18.4.1
社会福祉法人博愛会	御坊市名田町野島1-9	特別養護老人ホーム日高博愛園	御坊市名田町野島1-9	介護予防短期入所生活介護	平成18.4.1
有限会社リフレHOMEシオジ	御坊市湯川町財部673-3	有限会社リフレHOMEシオジ	御坊市湯川町財部673-3	特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成18.4.1
有限会社さくら	新宮市千穂2-3-32	さくら介護サービス	新宮市千穂2-3-32	介護予防訪問介護	平成18.4.1
有限会社ヒューマンメロディ	新宮市井の沢8-1	介護センターピンポンパン新宮	新宮市井の沢8-1	居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成18.4.1
社会福祉法人高瀬会	東牟婁郡古座川町高瀬353	在宅複合型施設グリーンヴィレッジ古座川	東牟婁郡古座川町高瀬406	介護予防短期入所生活介護	平成18.4.1
社会福祉法人高瀬会	東牟婁郡古座川町高瀬353	介護老人保健施設あじさい苑	東牟婁郡古座川町高瀬415	介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護	平成18.4.1
社会福祉法人高瀬会	東牟婁郡古座川町高瀬353	特別養護老人ホーム古座川園短期入所	東牟婁郡古座川町高瀬353	介護予防短期入所生活介護	平成18.4.1
有限会社出嶋薬局	西牟婁郡すさみ町周参見4024	有限会社出嶋調剤薬局	西牟婁郡上富田町朝来795-5	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成18.4.1

和歌山県告示第745号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年5月26日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	指定年月日
岩柔1-18	さくら鍼灸整骨院	岩出市吉田272-5	平成18.4.14

岩あ1-18

さくら鍼灸整骨院

岩出市吉田272-5

平成18.4.14

和歌山県告示第746号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年5月23日

和歌山県知事 木村良樹

事業所番号	事業所の名称	事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限

3000010 0185119	さくらホーム ヘルプサービ ス	田辺市下三栖147 1-10	居宅介護・ 身体介護・ 家事援助・ 日常生活支 援	身体障害	有限会社エス・ オー・イー	田辺市下三栖147 1-10	平成 18.5.1	平成 18.9.30
3000010 0185168	さくらホーム ヘルプサービ ス	田辺市下三栖147 1-10	外出介護	身体障害(全 身性障害)	有限会社エス・ オー・イー	田辺市下三栖147 1-10	平成 18.5.1	平成 18.9.30
3000020 0236119	さくらホーム ヘルプサービ ス	田辺市下三栖147 1-10	居宅介護・ 身体介護・ 家事援助・ 日常生活支 援	知的障害	有限会社エス・ オー・イー	田辺市下三栖147 1-10	平成 18.5.1	平成 18.9.30
3000020 0236168	さくらホーム ヘルプサービ ス	田辺市下三栖147 1-10	外出介護	知的障害	有限会社エス・ オー・イー	田辺市下三栖147 1-10	平成 18.5.1	平成 18.9.30
3000030 0169111	さくらホーム ヘルプサービ ス	田辺市下三栖147 1-10	居宅介護・ 身体介護・ 家事援助・ 日常生活支 援	児童	有限会社エス・ オー・イー	田辺市下三栖147 1-10	平成 18.5.1	平成 18.9.30
3000030 0169160	さくらホーム ヘルプサービ ス	田辺市下三栖147 1-10	外出介護	児童(全身性 障害、知的障 害)	有限会社エス・ オー・イー	田辺市下三栖147 1-10	平成 18.5.1	平成 18.9.30
3000050 0150119	さくらホーム ヘルプサービ ス	田辺市下三栖147 1-10	居宅介護・ 身体介護・ 家事援助	精神障害	有限会社エス・ オー・イー	田辺市下三栖147 1-10	平成 18.5.1	平成 18.9.30
3000030 0169160	さくらホーム ヘルプサービ ス	田辺市下三栖147 1-10	外出介護	精神障害	有限会社エス・ オー・イー	田辺市下三栖147 1-10	平成 18.5.1	平成 18.9.30

和歌山県告示第747号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年5月26日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エバグリーン西庄店
和歌山市西ノ庄東畑767番1外
- 2 意見の概要
 - (1) 騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び和歌山県公害防止条例を遵守してください。
 - (2) ごみの集積場所については、悪臭や飛散に関して十分注意し、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう配慮するとともに、分別収集にご協力ください。
 - (3) 屋外広告物を掲出する場合は、和歌山市屋外広告物条例を遵守してください。
 - (4) 来店者の交通流が一般の通行に支障をきたさないよう、事業者において十分対処してください。
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)

- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成18年5月26日から平成18年6月26日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第748号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、県営中山間地域総合整備事業稲原西地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年5月26日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 縦覧に供する書類
県営中山間地域総合整備事業稲原西地区の土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成18年5月29日から平成18年6月23日まで
- 3 縦覧場所
和歌山県農林水産部農林水産政策局農村計画課、日高振興局及び印南町役場

和歌山県告示第749号

御坊都市計画道路事業の事業計画については、平成18年5月9日付け国近整和都業第4-1号で認可されたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成18年5月26日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 都市計画事業の種類及び名称
御坊都市計画道路事業 3・4・1号駅前新川橋線
- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり
(「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び日高振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第750号

海南都市計画道路事業の事業計画については、平成18年5月9日付け国近整和都業第5-1号で認可されたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成18年5月26日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 都市計画事業の種類及び名称
海南都市計画道路事業 3・4・105号日方大野中藤白線
- 2 施行者の名称 和歌山県

新宮港港湾施設

種類	名称	位置	数量	能力
岸壁	佐野第一号岸壁	新宮市佐野地先	159.98メートル(うち取付部30.01メートル)	水深 7.5メートル、幅 20.0メートル 耐荷重量 1平方メートル当たり20キロニュートン
	佐野第二号岸壁	新宮市佐野地先	129.99メートル	水深 7.5メートル、幅 20.0メートル 耐荷重量 1平方メートル当たり20キロニュートン
荷捌地	佐野第一号岸壁荷捌地	新宮市佐野地先	12,249.30平方メートル	
給水施設	佐野第一号岸壁給水施設	新宮市佐野地先	φ75×3か所	16ton/時間
	佐野第二号岸壁給水施設	新宮市佐野地先	φ75×3か所	16ton/時間

和歌山県告示第753号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、同法第22条第3項の規定により、関係図書を御坊市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧に供する。

3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

(「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第751号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年5月26日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 住所 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2858	紀の川市貴志川町神戸字東嶋17番地の一部、18番1の一部	和歌山市新生町2番5号東不動産株式会社 代表取締役 東行男	平成18.5.17	6.00	121.35

和歌山県告示第752号

県が管理する港湾施設を、港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成18年5月26日

和歌山県知事 木村良樹

平成18年5月26日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 しゅん功認可を受けた者
(1) 所在地 和歌山県御坊市蘭350番地
(2) 名称 御坊市
(3) 代表者住所 和歌山県御坊市蘭206番地
(4) 代表者氏名 御坊市長 柏木 征夫

2 埋立区域

(1) 位置

1工区

和歌山県御坊市名田町野島字瀆3753番の地先公有水面

2工区

和歌山県御坊市名田町野島字瀆3753番の地先公有水面

(2) 区域

1工区

次の各地点のうち1の地点から2の地点を結ぶ平成14年の秋分の満潮位(D.L.+1.89m)における公有水面と既設工作物との境界線、2の地点から4の地点までを順次に結んだ線、及び4の地点と1の地点を結ぶ平成14年の秋分の満潮位(D.L.+1.89m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 和歌山県御坊市、御坊鯉島灯台(北緯33度51分22秒 東経135度08分48秒)から、105度52分15.6秒1,823.46mの地点

2の地点 1の地点から261度59分13秒21.26mの地点

3の地点 2の地点から358度56分42秒12.00mの地点

4の地点 3の地点から84度26分22秒19.70mの地点

2工区

次の各地点のうち1の地点から2の地点を結ぶ平成14年の秋分の満潮位(D.L.+1.89m)における公有水面と既設工作物との境界線、2の地点から6の地点までを順次に結んだ線、及び6の地点と1の地点を結ぶ平成14年の秋分の満潮位(D.L.+1.89m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 和歌山県御坊市、御坊鯉島灯台(北緯33度51分22秒 東経135度08分48秒)から、104度00分31.9秒1,776.87mの地点

2の地点 1の地点から245度54分50秒3.11mの地点

3の地点 2の地点から335度54分50秒20.50mの地点

4の地点 3の地点から245度54分50秒23.12mの地点

5の地点 4の地点から311度54分50秒85.20mの地点

6の地点 5の地点から 41度54分50秒40.77mの地点

(3) 面積

1工区 234.90平方メートル

2工区 3,232.98平方メートル

計 3,467.88平方メートル

3 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成15年7月24日 和歌山県指令漁第391号

4 しゅん功認可年月日

平成18年5月17日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第29号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)

附則第5条の規定による審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する。

平成18年5月26日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 実施する審査の種別及び級

(1) 空港保安警備業務1級及び2級

(2) 施設警備業務2級

(3) 交通誘導警備業務1級及び2級

(4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

(5) 貴重品運搬警備業務2級

2 審査日時、場所及び定員

種別及び級	審査日時	審査場所	定員
空港保安警備業務1級 空港保安警備業務2級 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級	平成18年7月8日 (土) 午前9時から正午まで	和歌山市西1番地 和歌山県警察交通センター	合計 30名
交通誘導警備業務2級	平成18年7月8日 (土) 午後1時30分から 午後4時30分まで	同 上	30名
交通誘導警備業務1級 貴重品運搬警備業務2級	平成18年7月22日 (土) 午前9時から正午まで	同 上	合計 30名
施設警備業務2級	平成18年7月22日 (土) 午後1時30分から 午後4時30分まで	同 上	30名

3 審査対象者

審査の対象者は、次の(1)から(7)のいずれかに該当する者とする。

(1) 空港保安警備業務1級

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)の規定による検定(以下「旧検定」という。)の空港保安警備1級に合格した者(検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。)

(2) 空港保安警備業務2級

旧検定の空港保安警備1級又は2級に合格した者(検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。)

(3) 施設警備業務2級

旧検定の常駐警備1級又は2級に合格した者(検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。)

(4) 交通誘導警備業務1級

旧検定の交通誘導警備1級に合格した者(検定規則附

則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。)

(5) 交通誘導警備業務2級

旧検定の交通誘導警備1級又は2級に合格した者(検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。)

(6) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

旧検定の核燃料物質等運搬警備1級又は2級に合格した者(検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。)

(7) 貴重品運搬警備業務2級

旧検定の貴重品運搬警備1級又は2級に合格した者(検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。)

4 審査の方法

学科試験及び実技試験とする。

なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 審査を希望する者の手続

(1) 事前申出期間

審査を希望する者(以下「審査希望者」という。)は、下記の申出期間内に、(2)の注意事項を厳守の上和歌山県警察本部生活安全企画課の審査受付専用電話(電話番号:073-423-3344)に電話し、審査希望の申出を行うこと。

なお、申出期間中であっても、申出者の人数が定員の数に達したときは受付を締め切る。

種別及び級	申出期間
空港保安警備業務1級及び2級 施設警備業務2級 交通誘導警備業務1級及び2級 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級 貴重品運搬警備業務2級	平成18年6月15日(木)から平成18年6月21日(水)までの土曜日及び日曜日を除く5日間 (各日とも午前10時から午後5時までの間)

(2) 事前申出時の注意事項

ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

イ 電話1回につき、審査希望者1名のみを受け付ける。

ウ 申出は、受付担当者からの審査希望者に関する問い合わせ事項に即答できる者が行うこと(即答できない場合は、受け付けない。)

エ 申出の際は、受付担当者の問いに返答するのみとし、申出者から質問等はしないこと。よって、この審査に関して不明な点がある場合は、事前に下記9の問い合わせ先へ確認しておくこと。

6 審査申請書等の提出に関する手続

(1) 審査申請書等提出期間

種別及び級	審査申請書等提出期間

空港保安警備業務1級及び2級
施設警備業務2級
交通誘導警備業務1級及び2級
核燃料物質等危険物運搬警備業務2級
貴重品運搬警備業務2級

平成18年6月28日(水)から平成18年6月30日(金)まで(各日とも午前9時から午後5時までの間)
※ 審査を受けようとする者自身が提出すること。

(2) 提出する審査申請書類等

上記5の(1)により、審査申請書等を提出することとなった者(以下「審査申請者」という。)は、(1)の審査申請書等提出期間内に、次の書類等を下記7の警察署に提出すること(代理人による提出は受け付けない。)

なお、当該提出期間内に審査申請書等を提出しなかった者については、審査申請者に予定していることを無効とする(提出期間内に審査申請書等を提出することができない者からの提出期間変更等の要望には応じない。)

ア 審査申請書 1部

イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)1葉

ウ 旧検定規則第8条の合格証の写し 1部

エ 手数料 金 4,700円

手数料は、和歌山県証紙にて納付すること。

また、手数料は、納付後は、いかなる場合も返還しない。

オ その他

(ア) 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等住所が明らかとなる書面をいう。) 1部

(イ) 和歌山県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書) 1部

(ウ) 和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある警備員にあつては、上記(ア)又は(イ)のいずれかの書面 1部

(エ) 和歌山県公安委員会交付の旧検定規則第8条の合格証の交付を受けている者にあつては、(ア)及び(イ)の書面は不要

7 審査申請書等の提出先

(1) 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 和歌山県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

- (3) 和歌山県内に住所を有し、かつ、その者が属する営業所が和歌山県内にある者にあつては、住所地を管轄する警察署又は当該営業所の所在地を管轄する警察署
- (4) 和歌山県公安委員会交付の旧検定規則第8条の合格証の交付を受けている者にあつては、和歌山県内の警察署
- 8 その他
- (1) 審査当日は、旧合格証を必ず持参すること。
- (2) 審査に合格した者には、審査申請書等を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。
- 9 問い合わせ先
和歌山県警察本部生活安全企画課警備係(電話:073-423-0110(内線 3027))

公 告

入 札 公 告

和歌山商業高校特別教室棟大規模改造(Ⅰ期)建築工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成18年5月26日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成18年度第4号
- (2) 工事名 和歌山商業高校特別教室棟大規模改造(Ⅰ期)建築工事
- (3) 工事場所 和歌山市砂山南三丁目地内
- (4) 建物概要 敷地面積 51,866㎡
施設概要 和歌山商業高校特別教室棟
建築面積 774㎡
延床面積 2,324㎡
階数 地上3階建
構造 鉄筋コンクリート造
- (5) 工事概要 上記建物の内、延べ面積1,084㎡の大規模改造工事(内部及び外部共)に伴う建築工事
- (6) 工期 平成18年12月15日まで
- (7) 予定価格 101,957,100円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 調査基準価格 86,663,535円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (9) 施工形態 単体企業
- (10) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (11) 支払条件 前払金 有
部分払 有
- (12) 契約の保証 要
- (13) 議会の議決 不要
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる要件をすべて満たすものであること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4

の規定に該当しない者であること。

- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 建設業法に基づく建築工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (5) 和歌山市内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。)を有する者であること。
- (6) 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定)第3条第2項に規定する建築一式の総合点数が、800点以上の者であること。
- (7) 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10) 建築一式工事の監理技術者資格者証を有する者を専任で配置すること。

3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成18年5月26日(金)から平成18年6月23日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課

電話番号 073-441-3245(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2)のアに同じ。

イ 閲覧場所 (2)のイに同じ。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成18年6月5日(月)午前9時から平成18年6月7日(水)午後4時までの3日間

イ 受付方法 建設工事に係る条件付き一般競争入札

(事後審査・郵送方式) 試行要領(平成17年8月1日制定。以下「試行要領」という。)に定める質問書により直接持参若しくはファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課

電話番号 073-441-3245(直通)
ファクシミリ番号 073-424-2166
e-mail e0826001@pref.wakayama.lg.jp

エ 回答期間 平成18年6月12日(月)から平成18年6月14日(水)までの3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081200/nyusatsu/kaitou.html>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

提出期間 平成18年6月19日(月)から平成18年6月23日(金)まで

提出先 〒640-8799
和歌山中央郵便局留
和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称、建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日施行)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称、建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期間内に到達するように郵送

すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとすること。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとすること。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとすること。

(3) 入札書等の不受理について

試行要領第13条に掲げる入札書等は、受理しないものとすること。

(4) 入札の無効について

試行要領第14条に掲げる入札は、無効とすること。

(5) 失格について

試行要領第15条の各号に該当する者は、失格とすること。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とすること。

ア 開札日時 平成18年6月26日(月)午後1時30分から

イ 開札場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館5階 大会議室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成18年6月26日(月)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成18年6月30日(金)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日(休日を除く。)

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、提出された技術資料で判断する。なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

評価項目	着目点
技術者評価	配置予定技術者の資格(監理技術者)

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者

とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、1社のみが参加した入札は取りやめることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

〒 6 4 0 - 8 7 9 9

和歌山中央郵便局留

和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課 行

開札日	平成 1 8 年 6 月 2 6 日
工事年度・工事番号	平成 1 8 年度 営第 4 号
工事名	和歌山商業高校特別教室棟大規模改造 (I 期) 建築工事
工事場所	和歌山市砂山南三丁目 地内

商号又は名称 _____

建設業許可番号 _____

担当者の所属及び氏名 _____

担当者連絡先 (電話番号) _____

担当者連絡先 (ファクシミリ番号) _____

入札公告

日高高校管理棟大規模改造建築工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成18年5月26日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成18年度営第5号
- (2) 工事名 日高高校管理棟大規模改造建築工事
- (3) 工事場所 御坊市島地内
- (4) 建物概要 敷地面積 43,283㎡
施設概要 日高高校管理棟
建築面積 1,037㎡
延床面積 2,805㎡
階数 地上3階建
構造 鉄筋コンクリート造
- (5) 工事概要 上記建物の内、延べ面積1,167.75㎡の大規模改造工事(内部及び外部共)及び耐震補強工事に伴う建築工事
- (6) 工期 平成18年12月15日まで
- (7) 予定価格 118,240,500円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 調査基準価格 100,504,425円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (9) 施工形態 単体企業
- (10) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (11) 支払条件 前払金 有
部分払 有
- (12) 契約の保証 要
- (13) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 建設業法に基づく建築工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (5) 次に掲げる地域に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)を有する者であること。
ア 海草振興局建設部管内(和歌山市を除く。)
イ 那賀振興局建設部管内
ウ 伊都振興局建設部管内

エ 有田振興局建設部管内

オ 日高振興局建設部管内

- (6) 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定)第3条第2項に規定する建築一式工事の総合点数が、日高振興局建設部管内に主たる営業所を有する者にあつては800点以上、その他の者にあつては850点以上であること。
- (7) 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10) 建築一式工事の監理技術者資格者証を有する者を専任で配置すること。

3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成18年5月26日(金)から平成18年6月23日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課
電話番号 073-441-3245(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2)のアに同じ。

イ 閲覧場所 (2)のイに同じ。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成18年6月5日(月)午前9時から平成18年6月7日(水)午後4時までの3日間

イ 受付方法 建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・郵送方式)試行要領(平成17年8月1日制定。以下「試行要領」という。)に定める質問書により直接持参若しくはファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課

電話番号 073-441-3245 (直通)

ファクシミリ番号 073-424-2166

e-mail e0826001@pref.wakayama.lg.jp

エ 回答期間 平成18年6月12日(月)から平成18年6月14日(水)までの3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081200/nyusatsu/kaitou.html>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4. 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

提出期間 平成18年6月19日(月)から平成18年6月23日(金)まで

提出先 〒640-8799

和歌山中央郵便局留

和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称、建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札価格調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日施行)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称、建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期間内に到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとする。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回

は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

試行要領第13条に掲げる入札書等は、受理しないものとする。

(4) 入札の無効について

試行要領第14条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

試行要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成18年6月26日(月)午後2時15分から

イ 開札場所 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館5階 大会議室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成18年6月26日(月)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成18年6月30日(金)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日(休日を除く。)

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、提出された技術資料で判断する。なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

評価項目	着目点
技術者評価	配置予定技術者の資格(監理技術者)

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、1社のみが参加し

た入札は取りやめることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

〒 6 4 0 - 8 7 9 9

和歌山中央郵便局留

和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課 行

開札日	平成 1 8 年 6 月 2 6 日
工事年度・工事番号	平成 1 8 年度 営第 5 号
工事名	日高高校管理棟大規模改造建築工事
工事場所	御坊市島 地内

商号又は名称 _____

建設業許可番号 _____

担当者の所属及び氏名 _____

担当者連絡先 (電話番号) _____

担当者連絡先 (ファクシミリ番号) _____

入札公告

粉河高校管理・特別教室棟大規模改造（第1期）工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成18年5月26日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成18年度第6号
- (2) 工事名 粉河高校管理・特別教室棟大規模改造（第1期）工事
- (3) 工事場所 和歌山県紀の川市粉河地内
- (4) 建物概要 施設概要 管理・特別教室棟
建築面積 946.87㎡
延床面積 3,195.89㎡
階数 地上4階建
構造 鉄筋コンクリート造
- (5) 工事概要 上記建物の内、延べ面積1,263.5㎡の大規模改造工事（内部及び外部共）及び耐震補強工事に伴う建築工事
- (6) 工期 平成18年12月7日まで
- (7) 予定価格 118,398,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (8) 調査基準価格 100,638,300円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (9) 施工形態 単体企業
- (10) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (11) 支払条件 前払金 有
部分払 有
- (12) 契約の保証 要
- (13) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 建設業法に基づく建築工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (5) 次に掲げる地域に主たる営業所（「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。）を有する者であること。
ア 海草振興局建設部管内（和歌山市を除く。）
イ 那賀振興局建設部管内

- ウ 伊都振興局建設部管内
- エ 有田振興局建設部管内
- オ 日高振興局建設部管内

- (6) 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱（平成14年5月22日制定）第3条第2項に規定する建築一式工事の総合点数が、那賀振興局建設部管内に主たる営業所を有する者にとっては800点以上、その他の者にとっては850点以上であること。
- (7) 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱（平成16年4月1日制定）に基づく指名除外を受けていない者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10) 建築一式工事の監理技術者資格者証を有する者を専任で配置すること。

3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。
ア 交付期間 平成18年5月26日（金）から平成18年6月23日（金）までの和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで
イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課
電話番号 073-441-3245（直通）
- (3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所
ア 閲覧期間 (2)のイに同じ。
イ 閲覧場所 (2)のイに同じ。
- (4) 設計図書等に対する質問及び回答
ア 受付期間 平成18年6月5日（月）午前9時から平成18年6月7日（水）午後4時までの3日間
イ 受付方法 建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・郵送方式）試行要領（平成17年8月1日制定。以下「試行要領」という。）に定める質問書により直接持参若しくはファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課

電話番号 073-441-3245(直通)
ファクシミリ番号 073-424-2166
e-mail e0826001@pref.wakayama.lg.jp

エ 回答期間 平成18年6月12日(月)から平成18年6月14日(水)までの3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081200/nyusatsu/kaitou.html>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

提出期間 平成18年6月19日(月)から平成18年6月23日(金)まで

提出先 〒640-8799
和歌山中央郵便局留
和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

- (ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
- (イ) 入札書を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称、建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。
- (ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札価格調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日施行)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称、建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期間内に到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとする。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

試行要領第13条に掲げる入札書等は、受理しないものとする。

(4) 入札の無効について

試行要領第14条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

試行要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成18年6月26日(月)午後3時から

イ 開札場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館5階 大会議室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成18年6月26日(月)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成18年6月30日(金)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日(休日を除く。)

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、提出された技術資料で判断する。なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

評価項目	着目点
技術者評価	配置予定技術者の資格(監理技術者)

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、1社のみが参加した入札は取りやめることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

〒 6 4 0 - 8 7 9 9

和歌山中央郵便局留

和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課 行

開札日	平成 1 8 年 6 月 2 6 日
工事年度・工事番号	平成 1 8 年度 営第 6 号
工事名	粉河高校管理・特別教室棟大規模改造 (第 1 期) 工事
工事場所	和歌山県紀の川市粉河地内

商号又は名称 _____

建設業許可番号 _____

担当者の所属及び氏名 _____

担当者連絡先 (電話番号) _____

担当者連絡先 (ファクシミリ番号) _____